

事務連絡  
令和2年5月27日

北海道農政部長 殿

農林水産省農村振興局整備部設計課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた  
農林水産省直轄工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関し、令和2年5月25日に緊急事態宣言が全ての地域において解除されたところである。

既に緊急事態宣言の一部解除を受け、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年5月18日付け2予第359号大臣官房参事官（経理）通知）（以下、「5月18日付け通知」という。）が発出され、解除後の取扱いが定められているところである。

令和2年5月25日に改正された「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においても、緊急事態宣言が解除された後も人との接触を低減する取組を推進することとされていることを踏まえ、5月18日付け通知の2及び3に基づき、引き続き対応することとしたので、参考までに送付する。

また、関係市町村等へも周知されたい。

【担当】

農村振興局整備部設計課施工企画調整室  
施工基準班 國分・渡辺  
電話番号 03-3502-6094（内線 5513）